



平成 23 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 立 物 流
代表者名 執行役社長 鈴 木 登 夫
(コード番号 9086 東証第1部)
問合せ先 人事総務本部
課長 柿 野 憲 昭
(TEL: 03- 5634-0307)

公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

当社が平成 23 年 3 月 9 日付で公表した株式会社バンテック（コード番号：9382 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 16 年 6 月 25 日の旧株式会社バンテック（その後、株式会社バンテック・グループ・ホールディングスとの吸収合併により消滅。以下「旧バンテック」といいます。）の株主総会にて決議され、平成 17 年 3 月 25 日に旧バンテックとの株式交換により株式会社バンテックホールディングスが権利義務を承継し、さらに、平成 18 年 3 月 1 日に株式会社バンテックホールディングスの株式移転により対象者が権利義務を承継した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成 23 年 3 月 10 日付の「公開買付開始公告」の内容につき、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 7 第 1 項に基づき下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

公開買付開始公告の訂正の内容

（訂正箇所には下線を付しております。）

2. 公開買付けの内容

（14）その他買付け等の条件及び方法

（訂正前）

（前略）

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

（訂正後）

（前略）

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若し

くは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(ご参考) 本公開買付けの概要

1. 対象者名

株式会社バンテック

2. 買付け等の期間（届出当初の買付け等の期間）

平成 23 年 3 月 10 日（木曜日）から平成 23 年 4 月 19 日（火曜日）まで（28 営業日）

3. 買付け等の価格

- (1) 普通株式 1 株につき金 233,500 円
- (2) 本新株予約権 1 個につき金 1 円

4. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
233,144 (株)	123,991 (株)	— (株)

(注) 本公開買付けの詳細は、平成 23 年 3 月 9 日公表の「株式会社バンテック株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以上